

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
日興建設株式会社	高萩市安良川 9 1 5 - 4	1 - 0 0 0 9 0 5

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 7 日～令和 7 年 5 月 1 6 日 (1 ヶ月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

日興建設(株)は、高萩工事事務所発注の「05 国補河改第 05-05-529-A-001 号河川改修工事」において、令和 7 年 1 月 8 日、積ブロックの設置作業の際、施工計画と異なる方法でコンクリートブロックを運搬するなど、不適切な安全管理の措置により、下請作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

また、同社は、重傷事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)別表第 2 第 15 号ウに該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア、イ (略) <u>ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。</u>	<u>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</u>

問い合わせ先

茨城町総務部 財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (直通)